

# 国立大学法人東京医科歯科大学管理・運営推進協議会規則

平成21年5月18日  
規則第31号

## （趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）第14条第2項の規定に基づき、管理・運営推進協議会（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## （組織）

第2条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長 1名
- (2) 総務部長、財務部長、施設部長、病院統括部長、医学部附属病院事務部長、歯学部附属病院事務部長、統合教育機構事務部長、統合研究機構事務部長、統合国際機構事務部長及び統合情報機構事務部長
- (3) その他第1号の委員が指名した者

2 前項第2号に掲げる委員が、やむを得ない事情により会議を欠席する場合は、前項第2号に掲げる委員が指名する管理又は監督の地位にある職を占める職員を委員として出席させることができる。

## （委員の任期）

第3条 前条第1項第3号以外の委員の任期は、当該委員がその職を占める期間とする。

2 前条第1項第3号の委員の任期の末日は、当該委員を指名する第2条第1項第1号の委員の在職期間の末日以内とする。

## （審議事項）

第4条 本学の教育、研究、医療、グローバル化、情報化及び大学力向上を審議する諸会議と連携し、総務、財務及び施設（建築委員会所掌を除く。）に関する事項並びに学長から指示のあった事項を審議する。

## （議長）

第5条 会議に、議長を置き、第2条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 議長は、会議を招集し、これを主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

## （議事）

第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## （委員以外の者の出席）

第7条 会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意

見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、関係部局の協力を得て、総務部総務秘書課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成23年4月15日規則第53号）

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年9月30日規則第88号）

この規則は、平成23年9月30日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

附 則（平成24年3月12日規則第34号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月6日規則第98号）

この規則は、平成24年11月6日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平成25年3月29日規則第42号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月21日規則第39号）

(適用日)

- 1 この規則は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。  
ただし、第2条第1項第2号並びに同条第2項第4号中「医学部事務部長」に関する部分及び第2条第1項第2号並びに同条第2項第5号中「医学部附属病院事務部長」に関する部分は、平成26年5月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間、第2条第2項第1号中「総務秘書課長」とあるのは、「総務企画課長」と、第8条中「学長企画室」とあるのは、「総務部総務企画課」と読み替えるものとする。

附 則（平成26年8月1日規則第63号）

この規則は、平成26年8月1日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

附 則（平成27年3月31日規則第87号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月17日規則第215号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日規則第111号）

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年6月1日規則第75号）

この規則は、平成29年6月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月30日規則第45号）

この規則は、平成30年5月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年9月28日規則第89号）

この規則は、平成30年9月28日から施行し、平成30年8月1日から適用する。ただし、第2条及び第4条の規定については、平成30年6月1日から適用する。

附 則（令和 2 年 5 月 1 日規則第 4 9 号）

この規則は、令和 2 年 5 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 4 月 3 0 日規則第 6 1 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 3 0 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 7 月 2 6 日規則第 7 6 号）

この規則は、令和 3 年 7 月 2 6 日から施行し、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。